

役員報酬規程

社会福祉法人 美樹和会

第1条（目的）

社会福祉法人美樹和会（以下「当会」という。）の理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~、その他の理事、監事（以下「役員」という。）ならびに評議員に支給する報酬に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~は月額報酬が支給される。その他の理事、監事及び評議員は、理事会または評議員会の実施のたび、報酬が支給される。ただし、省略型の理事会及び評議員会が実施される際は、報酬は発生しないものとする。
2. 理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~は、当会の日常の運営に深く関与することから、職員給与、手当等とは別に、役員としての月額報酬が支給されるものである。
3. 役員賞与及び評議員賞与は、これを支給しないものとする。

第3条（報酬の基準額）

1. 理事、監事、評議員の報酬は、その役員の社会的地位および会社への貢献度等を斟酌した上で、別表1に準じた方法で決定する。
2. 理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~の月額報酬は、別表2に定める額を基準とする。
3. 省略型の理事会及び評議員会の際は、報酬は発生しないものとする。

第4条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第5条（計算期間並びに支給日）

1. その他の理事、監事、評議員への報酬の支給日は、理事会または評議員会の開催日から7日以内とする。
2. 理事長、業務執行理事、~~施設長を兼任する理事~~への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とし、支給日は毎月25日とする。

第6条（控除金）

役員及び評議員に支給する報酬及び謝金から会社は、源泉所得税を控除する。

第7条（臨時緊急措置）

当会の業績が低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会及び評議員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会及び評議員の決議後、職員代表者の意見を聞いたうえで行う。

第9条（施行）

この規程は、平成30年8月24日より施行するものとする。

別表 1

理事、監事、評議員の報酬は、以下に定める額を基準とする。ただし、役員報酬規程第7条に定めるとおり、当会の業績が低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会及び評議員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。以下の金額は源泉所得税を控除した後の金額とする。

なお、理事会、評議員会の出席に必要な旅費については、当法人の就業規則に基づく旅費規程を準用する。

理事（弁護士、医師、心理職、リハビリ職）	理事会出席ごとに 30,000 円
上記以外の理事	理事会出席ごとに 10,000 円
監事（公認会計士）	理事会、評議員会出席ごとに 20,000 円 監事監査報酬として年額 150,000 円
監事	理事会、評議員会出席ごとに 10,000 円
常務評議員	評議員会出席ごとに 50,000 円
評議員（弁護士、医師、心理職、リハビリ職）	評議員会出席ごとに 30,000 円
上記以外の評議員	評議員会出席ごとに 10,000 円

※常務評議員とは、理事長ならびに業務執行理事と月1回以上経営に関する打ち合わせを行うとともに、当会の施設を適宜訪問し、その運営実態を深く把握する役割を担う評議員をいう。

別表 2

理事長及び業務執行理事の月額報酬は、以下に定める額を基準とする。ただし、役員報酬規程第7条に定めるとおり、当会の業績が低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会及び評議員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。以下の金額は源泉所得税を控除する前の金額とする（なお、理事長や業務執行理事が施設長を兼任する場合、施設長としての報酬は就業規則の給与規程及び賞与規程に定めるとおり支払われ、これとは別に、理事長、業務執行理事としての報酬が役員報酬規程をもって支払われる）。

理事長	月額報酬 200,000 円
業務執行理事	月額報酬 100,000 円